

2 指導対象事業場の監視・指導

(1) 重点監視事業場

ランク	対象	主な業種	監視計画 (回/年)			指導対象 事業場数 (社)	
			水質 検査	立入 検査	報告 徴収		
重点 監視 事業 場	A	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質（Cr、CN）を多量に使用する事業場 Crめっき、Crめっき製版（循環使用除く） 検査・研究業のうち、特に重要な監視が必要であると判断される事業場 有害物質を多量に扱う産業廃棄物処理業 	めっき業 (電気めっき) 検査研究業 産業廃棄物処理業	定期 12	定期 1	月次 12	7
	B	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件①～③)が全て当てはまる検査・研究業の事業場 ①有害物質を使用し、排出するおそれがある ②水質汚濁防止法施行規則第1条の2第1～3号に該当する ③日排水量が1,000m³以上 日排水量500m³以上の食品製造業 食品製造業のうち除害施設のない特に監視の必要な事業場 VOC含有物質を取り扱う洗濯業 有害物質を扱う産業廃棄物処理業 	食品製造業 検査研究業 洗濯業	定期 4	定期 1	月次 12	7
	C	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件①～③)が全て当てはまる検査・研究業の事業場 ①有害物質を使用し、排出するおそれがある ②水質汚濁防止法施行規則第1条の2第1～3号に該当 ③有害物質の使用状況の詳細な把握が困難 Crめっき・表面処理業（めっきについては循環使用かつ下水道にCr含有排水が流れる可能性が高い事業場） Znめっき・表面処理（鋼材、表面処理剤を大量に使用するもの） 有害物質の使用量が少ない表面処理業 VOCを使用し下水道への排出のおそれのある事業場（測定用STDのみの場合を除く） 腐食製版を行う印刷製版業 日排水量50m³以上で以下のもの →食品製造業 →洗濯業 有害物質を扱うが、処理量が少ない産業廃棄物処理業 清掃工場 	表面処理業 検査研究業 食品製造業 洗濯業 産業廃棄物処理業 清掃工場	定期 2	定期 1	月次 12	65
合 計						79	

※ VOC（揮発性有機化合物）

(2) 一般監視事業場

ランク	対象	主な業種	監視計画 (回/年)			指導対象 事業場数 (社)	
			水質 検査	立入 検査	報告 徴収		
一般 監視 事業 場	D	<ul style="list-style-type: none"> ・Crめっき（循環使用） ・Znめっき・表面処理（鋼材、表面処理剤を少量使用） ・酸アルカリ処理表面処理業 ・有害物質の使用量が極めて少ない表面処理業 ・印刷製版業で以下のもの →Crめっき製版（循環使用） →腐食製版（実行頻度が極めて低い） →VOC使用 ・日排水量50m³未満の洗濯業（有害物質を使用するドライクリーニング） ・以下の条件が全てあてはまる検査・研究業 ①有害物質を使用する（STDのみの場合も含む） ②水濁法施行規則第1条の2 第1～11、13号に該当又は準ずるもの ・整備面積が800m²以上の自動車整備工場 ・排水量が50m³以上の71号設置整備工場 ・VOC少量使用事業場 	めっき業 表面処理業 検査研究業 印刷製版業 洗濯業（ドライクリーニング） 車両整備業	随時 0 (1) ※1	定期 1 ※2	年次 1 又は 月次 12 ※3	96
	E 1	<ul style="list-style-type: none"> ・表面処理業で以下のもの →有害物質不使用、石油系アルカリ洗浄剤使用 ・特定病院 ・検査事業場で以下のいずれかに当てはまるもの ①水濁法施行規則第1条の2 第2号に該当又は準ずる ②細菌検査に係る業務のみ行う ③Dランク以上に当てはまらないもの ・写真現像業 ・印刷製版業で以下のもの →自現機、PS版のみ、印刷機にのみVOC使用 ・Dランク以外の71号設置車両整備業（ガソリンスタンドを含む） ・pH規制の生コンクリート製造業 ・VOCを使用するが排出の可能性が極めて低い事業場 	表面処理業 検査研究業 特定病院 写真現像業 生コンクリート製造業 車両整備業 ガソリンスタンド等	随時 0	随時 0	年次 1	634
	E 2	<ul style="list-style-type: none"> ・A～E1ランク以外で届出がある事業場 ・日排水量50m³未満の食品製造関係特定事業場 ・日排水量50m³未満のVOC不使用洗濯業 ・VOC使用コインランドリー ・油水分離槽を設置する車両関係非特定事業場（ガソリンスタンドを含む） ・除害施設を設置する非特定病院 	食品製造業 洗濯業 車両整備業 非特定病院 飲食業 旅館業	随時 0	随時 0		862
合 計						1,592	

※1 Dランクの水質検査：テトラクロロエチレン等を使用するドライクリーニングについて実施する。

※2 Dランクの立入検査：検査研究業、印刷製版業、車両整備業及びドライクリーニングについては1～3年に1回立入検査を行う。

※3 Dランクの報告徴収：作業面積800m²以上の車両整備業については月次報告書の提出を、それ以外のDランク事業場については年次報告書の提出を求めている。